

情報掲示板

右京区役所

〒616-8511 右京区太秦下刑部町12

☎ 861-1101 (代表) FAX 872-5048



税

市・府民税の納税通知書を送付

令和3年度の市・府民税が課税される方（納付書または口座振替、公的年金からの引き落としで納めていただく方）には、6月10日付けで納税通知書を送付しています（給与所得者の方には勤務先を通じて「市・府民税特別徴収税額の決定通知書」を送付しています）。

区役所2階に開設している市民税臨時窓口（6月30日（水）まで）をご利用される場合は、あらかじめ課税内容等について電話でお問い合わせください。

注意点 3月16日以降に申告された方へ

納税通知書が発送されない場合や、発送された納税通知書に申告の内容が反映されていない場合があります。また、申告書の提出時期や調査などの状況により、課税の内容を変更することがあります。

いずれの場合にも、翌月以降、新たに納税通知書または税額変更通知書を送付します。

問合せ 市税事務所 市民税第3担当 ☎ 746-5843



保健福祉

ひとり親家庭自立支援給付金事業の拡充

ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために実施している給付金等事業について、次のとおり支援を拡充しました。

①自立支援教育訓練給付金事業（＊）

市内在住のひとり親家庭の親で、

(1) 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合

(2) 4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合

→支給期間を3年から4年に拡充しました。

＊ひとり親家庭の親が、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の最大60パーセント（上限：修業年数×20万円、下限1万2千1円）を支給。

＊受講開始前に申請が必要です。

②高等職業訓練促進給付金等事業

市内在住のひとり親家庭の親で、以下の資格（＊）取得のため、法令の定めによる養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合に、

(1) 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合

(2) 4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合

→支給期間を3年から4年に拡充しました。

＊看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師

＊受講開始後に申請が必要です。申請月から支給。

＊定期的に在籍証明書等の提出が必要です。

問合せ 子どもはぐくみ室 子育て推進担当

☎ 861-1437

京北地域にお住まいの方は、

京北出張所保健福祉第一担当 ☎ 852-1815

献血にご協力ください

日時・場所

6月20日(日)	10:30~12:15	イオンモール京都五条
	13:30~16:30	
7月7日(水)	10:00~11:30	サンサ右京
	12:30~15:30	

問合せ 健康長寿推進課 地域支援担当 ☎ 861-1404



保険・年金

①及び③を含む各種届出または申請については、一部を除き郵送での申請が可能です。届出や申請に必要な書類は、京都市のホームページからダウンロードすることもできますので、郵送による手続きをご活用ください。

郵送による手続きをされる場合は、各問合せまでお願いします。

①令和3年度分の国民健康保険料通知書、6月中旬に送付

納付が困難なときは、減額ができることもありますので、8月末までにご相談ください。9月以降は、減額できる額が少なくなりますのでご注意ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する場合は、申請により特例減免が受けられる場合があります。

- ＜特例減免の対象となる世帯＞
- ・世帯主等の生計維持者（以下「世帯主等」）が重篤な傷病を負ったまたは死亡した場合
- ・世帯主等の事業等の収入が前年に比べて10分の3以上減少した場合（その他所得要件あり）

問合せ 保険年金課 資格担当 ☎ 861-2032

②新しい後期高齢者医療保険証を7月末までに送付

古い保険証（有効期限が令和3年7月31日となっているもの）は、8月1日以降使用できません。8月1日以降に新しい保険証を提示せずに受診した場合は、医療機関等の窓口で、医療費の全額をいったんお支払いいただく場合がありますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課 資格担当 ☎ 861-2032

③国民年金保険料免除等の手続きをお忘れなく

次の事由に該当する方は、国民年金保険料を未納のままにせず、「免除」もしくは「納付猶予」の手続きを行ってください。

- 免除及び納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額は減額されます（出産に伴う免除の場合を除く）。
- ・経済的な理由や失業、災害にあったため、保険料の納付が困難な方
- ・障害基礎年金または被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
- ・生活保護法の生活扶助を受けている方
- ・出産予定の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が急減し、保険料の納付が困難な方

問合せ 保険年金課 保険給付・年金担当 ☎ 861-2064



相談（無料）

各種相談は、急遽中止となることもありますので、事前にお問い合わせください。

弁護士による市民法律相談

先着12組 事前予約制

日時 毎週水曜日（閉庁日を除く）13:15～15:15

場所 サンサ右京1階相談室 定員 12組

予約 希望する週の月曜日（閉庁日の場合は火曜日）から電話または来庁にて予約受付（9:00～17:00）

問合せ 地域力推進室 まちづくり推進担当

☎ 861-1264

行政相談委員による行政相談

予約不要

日時 7月6日（火）13:30～16:00

場所 サンサ右京1階相談室

問合せ 総務省 京都行政監視行政相談センター

☎ 802-1100

司法書士による相談会

予約優先

日時 7月13日（火）13:30～16:30

*奇数月第2火曜日に開催

場所 サンサ右京1階相談室

予約 電話で同事務局まで

問合せ 京都司法書士会事務局 ☎ 255-2566

（平日9:00～17:00、土曜9:00～12:00）

空き家相談員による不動産相談

先着3組、事前予約制（京都いつでもコール）

日時 7月1日（木）13:30～15:50（1組40分）

場所 サンサ右京1階相談室

定員 先着3組（事前予約制・1組2名まで）

対象 市内に空き家を所有する方、相続する可能性のある方

予約 6月15日（火）～27日（日）に、「京都いつでもコール」まで（氏名・電話番号・日時・会場・相談物件住所・相談概要をお伝えください）。

問合せ まち再生・創造推進室 ☎ 222-3503



文化

右京中央図書館 特集コーナー

6月「環境展」 「数字で巡る京都」

「おとうさんだいすき」

7月「のぞいてみよう虫の世界」

「京都を調べて体験しよう」 「おぼけのほん」

問合せ 右京中央図書館 ☎ 871-5336

移動図書館こじか号



日時・場所

6月26日(土)	10:30~12:00	京北合同庁舎前
7月1日(木)	13:00~13:50	高雄小学校
7月5日(月)	11:00~11:40	西京極小学校
	13:00~13:40	葛野小学校
7月7日(水)	13:10~13:40	嵯峨小学校
7月9日(金)	10:10~10:40	宕陰小・中学校
	10:50~11:20	愛宕ゆうこうの郷

問合せ 移動図書館 ☎ 801-4196



市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時

京都いつでもコール (年中無休)

みなここ 番号はここ

☎ 661-3755 FAX 661-5855

*番号のお間違いがないようご注意ください

メール(ホームページから) 京都いつでもコール 検索